

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和2年12月24日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
 同 伊藤 秀夫  
 同 風間 ルミ子  
 同 竹内 功

平成30年度包括外部監査  
 「水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の頁	担当部署	指摘事項等	措置状況の内容等	
			令和元年度	令和2年度
66	水道局 (経営管理課)  下水道部 (経営企画課)	意見 No.1 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 1 組織 水道事業と下水道事業の統合 水道事業と下水道事業は共通する事務が多く、水道事業と下水道事業を統合している自治体は少ない。財務管理強化、事務の効率化、人員削減等の観点から、水道局と下水道部の統合を検討することが望まれる。	【水道局】【下水道部】 水道事業と下水道事業の統合にあたっては、官民連携や広域連携の推進、人材確保・育成方針、庁舎・事業所の再編や、下水道事業の地方公営企業法全部適用の適否や雨水の取扱いなど様々な課題があることから、今後、メリットとデメリットを踏まえた慎重な検討を行ってまいります。 【検討中】	【水道局】【下水道部】 現在、統合する場合に調整が必要となる事務の洗い出しを含め、水道局と下水道部の担当者による検討を進めています。 令和3年度中に、一定の方向性を出せるよう、検討作業を進めてまいります。 【検討中】
75	水道局 (管路課)  下水道部 (経営企画課・下水道計画課)	意見 No.4 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 4 財産管理及び物品管理 固定資産台帳と管路システムの整合性 現状は、管路に関して、固定資産台帳と管路システム間の整合性を確認できる状況にはない。固定資産台帳も管路システムも、財務報告やアセットマネジメントの観点から重要なデータであることから、両者の整合性が確認できるよう固定資産の登録方法を改善することが望まれる。また、今後の課題として、登録情報の一元化や固定資産管理システムと管路システムの連	【水道局】 固定資産台帳と管路システムは、運用目的が異なっており、その元となるデータも異なるため、システム間の完全一致は困難なものの、財務報告やアセットマネジメントにおけるデータ精度向上の観点から、令和元年度以降、年度末の機会に各々の内容を突合し、整合を確認してまいります。 【検討中】	【水道局】 令和元年度末に、固定資産台帳と管路システムの各々が保有するデータを突合し、生じた差も含め、整合を確認しました。 【措置済み】
			【下水道部】	【下水道部】

		<p>携等についても検討の余地があると考える。</p>	<p>固定資産を適正に管理するためには、両システムの整合性が取れていることが望ましいため、平成 30 年度取得分から、固定資産管理システムと下水道台帳管理システムの関連付けを構築いたします。 【検討中】</p>	<p>平成 30 年度と令和元年度に取得した固定資産については、固定資産管理システム及び下水道台帳管理システムから固定資産が記載された一覧表を出力し、一覧表の突合を行い整合性を確認しました。 令和 2 年度以降に取得する固定資産については、下水道台帳管理システムに対して、固定資産管理システムと同一の登録情報を新たに追加することで、固定資産の突合の精度と効率性を更に向上させていきます。 【措置済み】</p>
75	<p>水道局 (経営管理課)  下水道部 (経営企画課)</p>	<p><b>指摘 No.1</b> <b>Ⅱ 水道事業及び下水道事業に共通する事項</b> <b>4 財産管理及び物品管理</b> <b>固定資産の実査</b> 水道局及び下水道部では、固定資産台帳の実査を行うことが定められているが、現状、実査までは実施されていない。固定資産の実査や識別コードの貼付など固定資産の実査に関する方針を明確化したうえで、定められた方針に従い、定期的に固定資産台帳と現物との突合を行うべきである。</p>	<p><b>【水道局】</b> 水道事業の性質上、地中埋設管路など、取得後の定期的実査が難しい固定資産が多くありますが、実査や標識の貼付などの範囲や方法等について令和元年度に検討・実施いたします。 【検討中】</p> <p><b>【下水道部】</b> 下水道部では、地中埋設物を除く固定資産について、今までの現存確認をより強化し、除却資産の確認時に、稼働中の固定資産も含めて確認していますが、識別コードを貼付した突合までは実施していないため、固定資産の実査に関する方針については令和元年度に検討いたします。また、地中埋設物の実査確認については管路システムを活用した老朽管の調査等を行ってまいります。 【検討中】</p>	<p><b>【水道局】</b> 令和元年度に年 1 回の定期実施や標識の貼付など実査に関するルールを定め、当該ルールに基づいて実査を実施しています。 また、実査のできない地中埋設管路などについては、固定資産管理システムと管路システムにおいて同一の取得データと除却データが用いられていることを決算整理時に確認しています。 【措置済み】</p> <p><b>【下水道部】</b> 令和元年度から、備品には、資産名称と資産No.等を記載した固定資産管理番号シールを貼付し固定資産台帳と突合を行っています。 また、平成 30 年度と令和元年度に取得した地中埋設物については、固定資産管理システム（固定資産台帳）と下水道台帳管理システム（管路システム）の登録状況の突合を行い、整合性を確認しました。 令和 2 年度以降に取得する固定資産については、下水道台帳管理システムに、固定資産管理システムと同一の登録情報を追加し、更に突合の精度と効率性を向上させていきます。 【措置済み】</p>

77	水道局 (総務課)  下水道部 (経営企画課)	<b>意見 No.5</b> <b>Ⅱ 水道事業及び下水道事業に共通する事項</b> <b>5 人件費の管理</b> <b>退職手当の負担</b> 水道局では、退職時に水道関係の所属であった職員に対して退職手当を負担している。また、下水道部では、下水道関係の所属で退職する職員で在職期間の80%以上を下水道に関わっていた職員について退職手当を負担している。 地方公営企業は独立採算制が原則とされていることから、職員の退職手当について、在職期間等を基準に関係部局間で負担する方法を採用するなど、負担関係を見直す必要がないか一般会計等と協議・検討することが望まれる。	<b>【水道局】【下水道部】</b> 他都市の状況を精査し、令和元年度中には一般会計等との協議・検討を開始いたします。  <b>【検討中】</b>	<b>【水道局】【下水道部】</b> 令和元年度中に、一般会計等との協議・検討を開始し、令和2年度に水道局と下水道部との間で、協議・検討を行いました。 異なる会計間における適切な負担区分設定の観点や、発生が見込まれる事務負担等を踏まえ、引き続き協議・検討を進めます。  <b>【検討中】</b>
79	水道局 (経営管理課)  下水道部 (経営企画課)	<b>意見 No.6</b> <b>Ⅱ 水道事業及び下水道事業に共通する事項</b> <b>6 会計処理</b> <b>遊休資産の評価</b> 固定資産の遊休状態の判定は、個々の資産単位ではなく、施設単位で行う方針となっていることから、遊休状態となっている個別の資産を遊休資産として識別しておらず、これらに対して減損会計の必要なプロセスが行われていない。 期末日時点の公営企業の財政状態を適切に表すため、固定資産の遊休状態の判定は、個々の資産毎に実施する方針とすることが望まれる。また、重要性の観点から施設毎に遊休状態を判断しているというのであれば、稼働している施設に含まれる遊休資産に重要性がないとの判断に至った経緯を適切に文書化しておくことが求められる。	<b>【水道局】</b> 固定資産の遊休状態の判定は、現在、施設単位で行っていることから、個々の資産毎に固定資産の遊休状態を判定する方法について、令和元年度に検討いたします。  <b>【検討中】</b>  <b>【下水道部】</b> 平成30年度に、個々の資産毎に遊休の状況を精査し、減損の兆候を認識しました。令和元年度では減損損失の会計処理を実施いたします。  <b>【検討中】</b>	<b>【水道局】</b> 令和元年度より、個々の固定資産単位で遊休状態を判定する方法に改めました。 また、上記方法により遊休と判断された資産のリストを作成し、重要性の有無を判断したうえ、令和2年度中に遊休資産の減損損失の会計処理を行う予定です。  <b>【措置済み】</b>  <b>【下水道部】</b> 令和元年度に遊休資産の減損損失の会計処理を行いました。  <b>【措置済み】</b>
82	水道局 (営業課)	<b>指摘 No.3</b> <b>Ⅱ 水道事業及び下水道事業に共通する事項</b> <b>7 情報システム</b> <b>OS及びデータベースにおける特権アカウント管理</b> OS及びデータベースにおける特権アカウント情報	令和元年7月より、全てのアカウントについて、アクセ	令和元年7月より、全てのアカウントについて、アクセ

		<p>は各業務システムの所管課において、把握されてはいるものの、アクセス権限管理簿による点検及び管理が実施されていない。アクセス権限管理簿による主体的な点検及び管理を実施すべきである。</p>	<p>ス権限管理簿に記載し、点検・管理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>ス権限管理簿に記載し、点検・管理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
88	水道局 (計画整備課)	<p><b>意見 No.11</b> <b>Ⅲ 水道事業に関する事項</b> <b>1 事業計画</b> <b>近隣市町村との連携強化</b></p> <p>自己水源と広域水道は代替的な関係にあることから、施設再編基本構想の策定において、検討範囲を新潟市内の施設に限定せず、近隣市町村からの受水や施設の共同設置等も選択肢として、広域水道の代替性評価を行うことが重要である。</p> <p>まずは、近隣市町村と水需要予測や施設規模、配水能力等の情報を共有し、連携を強化することが望まれる。</p>	<p>「施設再編基本構想」は、令和7年度以降の事業計画策定に向け、今後の施設整備の方向性を示すものであり、施設の現状の整理、課題の把握、合理化の検討を行い、策定作業を進めております。</p> <p>なお、広域連携については、新潟市の新潟広域都市圏ビジョンにおける連携事業として、上水道の安定供給の推進に取り組んでおり、連携市町村と災害時等の相互援助の検討を行っております。</p> <p>また、新潟県の基盤強化検討会では、県内を6つのブロックに分け、広域化の検討を進めることとしており、広域連携や民間活用などについて、意見交換を行っております。</p> <p>これらを踏まえ、本市の現状評価を進めつつ、新潟広域都市圏ビジョンの取り組みや、県の主導する広域化の取り組みを通じて、必要な情報共有などを進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>現在、新潟県が「新潟県水道広域化推進プラン（仮称）」の策定（令和4年度末）を進めており、本市を含め、県内の水道事業体は同プランの策定に協力していません。同プランの策定状況を注視し、本市にとって有益な施策が提案された場合には、実現に向けた検討を進めます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
92	水道局 (中央事業所維持管理課)	<p><b>指摘 No.5</b> <b>Ⅲ 水道事業に関する事項</b> <b>3 財産管理及び物品管理</b> <b>貯蔵品の補助簿の月次照合資料の保管</b></p> <p>「緊急修繕用備蓄材料表」と「貯蔵品管理システム」の照合を毎月実施し、照合結果資料を5年間保管するルールになっているが、照合結果が保管されていない。事後的な検証可能性を確保するためにも、資料保管ルールの周知を行う</p>	<p>当面の対応として、月次照合資料の適切な保管を平成31年3月に周知・徹底いたしました。また、貯蔵品補助簿（「緊急修繕用備蓄材料表」）を廃止し、照合作業自体を不要とするため、現行の貯蔵品管理システムによる一元管理を令和元年8月より実</p>	<p>月次照合資料については、平成31年4月より適切な保管を実施しております。また、貯蔵品補助簿（「緊急修繕用備蓄材料表」）は令和元年8月に廃止し、現行の貯蔵品管理システムによる一元管理を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

		<p>ことが必要である。</p>	<p>施してまいります。</p> <p>【検討中】</p>	
92	<p>水道局 (中央事業所維持管理課)</p>	<p><b>意見 No.12</b> <b>Ⅲ 水道事業に関する事項</b> <b>3 財産管理及び物品管理</b> <b>貯蔵品(材料)の効率的な管理</b></p> <p>貯蔵品(材料)は、「貯蔵品管理システム」の他に「緊急修繕用備蓄材料表」を作成して管理している。これは、担当課の業務内容と貯蔵品管理システムへのアクセス権限にミスマッチがあることから、システム外で別途管理資料を作成しているものである。</p> <p>各係の業務内容と「貯蔵品管理システム」のアクセス権限を見直し、貯蔵品(材料)の管理を「貯蔵品管理システム」で一元化することが望まれる。</p>	<p>令和元年8月より、アクセス権限の見直しを含め、現行の貯蔵品管理システムによる一元管理を実施してまいります。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和元年8月より、貯蔵品管理システムに貯蔵品管理担当者のアクセス権限を追加し、システムによる一元管理を実施しております。</p> <p>【措置済み】</p>
93	<p>水道局 (中央事業所維持管理課・営業課)</p>	<p><b>意見 No.13</b> <b>Ⅲ 水道事業に関する事項</b> <b>3 財産管理及び物品管理</b> <b>貯蔵品の必要在庫数量管理</b></p> <p>必要在庫数量の管理方法が担当課ごとに異なっている。別途管理資料を作成している担当課がある一方、必要数量の管理を行っていない担当課もあり、効果的かつ効率的な管理が行われていない。</p> <p>水道局として導入した「貯蔵品管理システム」で必要数量の管理は可能であることから、当該システムで一元管理することが望まれる。また、効果的な管理を行うため、担当課ごとに管理方法を変えるのではなく、水道局として統一した基準を設けることが望まれる。</p>	<p>中央事業所維持管理課が行う修繕材料の在庫数量等の管理については、令和元年8月より、現行の「貯蔵品管理システム」での一元管理を実施します。営業課が行う水道メーター等の必要数量管理については、保管場所ごとに数量管理できるシステムではないので、令和3年度稼働予定の新貯蔵品管理システムにおいて水道局として統一した基準を設け、必要数量の管理を行ってまいります。</p> <p>【検討中】</p>	<p>中央事業所維持管理課が行う修繕材料の在庫数量等の管理については、令和元年8月より、現行の「貯蔵品管理システム」での一元管理を実施しております。</p> <p>営業課が行う水道メーター等の必要数量管理については、令和3年度に新稼働予定の新企業会計「貯蔵品管理システム」において、庫別に入出庫管理ができるようシステム開発中です。</p> <p>【検討中】</p>
94	<p>水道局 (営業課)</p>	<p><b>指摘 No.7</b> <b>Ⅲ 水道事業に関する事項</b> <b>3 財産管理及び物品管理</b> <b>棚卸差異の検証</b> 新潟市水道事業会計規程</p>	<p>平成31年2月に、不一致</p>	<p>平成31年3月以降、年度</p>

		<p>では、棚卸差異が発生した場合には、不一致の原因等を記載した書類を作成のうえ管理者の決裁を受けることが定められている。しかし、平成30年3月の棚卸において棚卸差異が発生しているにもかかわらず、この書類が作成されていなかった。</p> <p>棚卸差異発生時の手順について、規程の周知・徹底を行うことが求められる。</p>	<p>の原因等を記載した書類を作成し、決裁を受けました。令和元年度からは、棚卸差異発生時の手順についての規程の周知・徹底を行ってまいります。</p> <p>【検討中】</p>	<p>末の棚卸の際に、棚卸差異発生時の手順について、周知・徹底を行っています。</p> <p>【措置済み】</p>
95	水道局 (営業課)	<p><b>指摘 No.8</b> <b>Ⅲ 水道事業に関する事項</b> <b>3 財産管理及び物品管理</b> <b>水道メーター棚卸の実施</b></p> <p>営業課が管理している水道メーターの一部について、事業年度末の棚卸が実施されていない。新潟市水道事業会計規程に従い、全ての水道メーターについて実地棚卸を実施すべきである。</p>	<p>現在の処理手順においては、一部のメーターが実地棚卸の対象外となってしまうことから、全ての水道メーターが対象となるよう手順の見直しを行い、平成31年3月購入分から順次、実地棚卸を実施してまいります。</p> <p>【検討中】</p>	<p>平成31年3月以降に購入した全ての水道メーターを対象に、令和元年5月から、新たに作成した在庫管理表を用いて、本局及び各事業所・営業所の在庫状況や出庫状況等を管理したうえで実地棚卸を実施しています。</p> <p>【措置済み】</p>
96	水道局 (計画整備課)	<p><b>意見 No.15</b> <b>Ⅲ 水道事業に関する事項</b> <b>3 財産管理及び物品管理</b> <b>太陽光発電設備の設置・稼働状況</b></p> <p>阿賀野川浄水場における太陽光発電設備の投資シミュレーションを行い、不採算であるとの結果であったが、「新・マスタープラン中期実施計画(平成30年度～平成32年度)」においては、依然として太陽光発電設備の設置を行うとされている。不採算であるとの投資シミュレーション結果を受け、投資計画を修正するなど、適時に実施計画に反映することが望まれる。</p>	<p>水道局では、水や電力などの資源やエネルギーを多量に使用する水道事業者の責務として、環境対策を継続的に実施するため、新潟市水道局環境計画(平成28年度～令和6年度)を策定いたしました。</p> <p>浄水場への太陽光発電設備の導入は、環境計画の基本方針に掲げた「地球温暖化の防止」における施策の一つであり、不採算という結果だけを以って中止すべきものではないと考えております。</p> <p>ただし、ご意見のとおり、そのような取り組みにおいても、事業経営の観点では、投資効果のより高いものが求められます。このため、阿賀野川浄水場への太陽光発電設備の設置については、令和元年度中に設備規模や設置環境な</p>	<p>阿賀野川浄水場への太陽光発電設備の設置については、投資効果を考慮し、阿賀野川浄水場整備事業での設置を見送ることとしました。しかしながら、浄水場への太陽光発電設備の導入は環境計画の基本方針に掲げた「地球温暖化の防止」における施策の1つであるため、次期マスタープランの策定に向けて、より効果的な太陽光発電設備についての検討を進めてまいります。</p> <p>【措置済み】</p>

			どの採算性を考慮した検討を行い、当初計画に対する見直しを図ってまいります。 【検討中】	
97	水道局 (経営管理課)	意見 No.16 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 遊休資産の把握漏れ 阿賀野川浄水場を現場視察したところ、遊休となっている資産が発見されたが、固定資産の減損会計の適用における遊休状態の判断を施設単位で行っていることもあり、当該遊休資産が遊休資産の一覧に集計されていなかった。 稼働中の施設に帰属する遊休資産を含めて、遊休資産を網羅的に把握するため、各施設において少なくとも年に1回資産の稼働状況及び今後の転用見込み等を検討のうえ、経営管理課に報告する体制作りが望まれる。	今回ご指摘のあった遊休状態にある阿賀野川浄水場の脱氷機棟については、平成30年度末において浄水課より報告を受けました。 今後は、遊休状態の判断及び報告方法等について令和元年度に検討いたします。 【検討中】	令和元年度より、全ての固定資産について、少なくとも年1回調査を行い、経営管理課へ遊休資産を報告することとし、年度末に報告を受けています。 【措置済み】
99	水道局 (計画整備課)	意見 No.17 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 各浄配水施設の管理方法等の統一 各浄配水施設の維持管理情報等に関して、新潟市水道局として管理方法等が統一されていない。今後のアセットマネジメントを行っていく上で、各浄配水施設の管理情報を統一し、効率的かつ効果的に計画を策定していくことが望まれる。	浄配水施設の管理情報の統一については、以前より、その必要性を認識しており、アセットマネジメントの継続的な実践に向けた取り組みのなかで、基礎となる必要情報の整備などとあわせて検討を進めております。 一方、平成30年末の改正水道法では、水道施設台帳の作成・保管、更新需要を含む収支見通しの作成・公表が明文化され、施設保全情報等の一元管理が求められております。 以上をふまえ、令和2年度末を目途に浄配水施設の管理情報及び管理方法に関する対応方針を定めてまいります。 【検討中】	現在、浄配水施設の管理部署において、管理方法の改善に向けた情報の収集・整理を進めており、令和3年度前半には全施設の管理情報を統一的なデータベースとして構築し、施設整備計画に反映させていきます。さらに、それらのデータをアセットマネジメントでより有効に活用するための施設情報の管理システム導入について検討を進めてまいります。 【検討中】
106	水道局 (経理課)	意見 No.20 Ⅲ 水道事業に関する事項		

		<p><b>4 入札及び契約 随意契約に際しての 契約金額の合理性</b></p> <p>随意契約に際しての契約金額の合理性検討過程について、見積調書に明確な記載が行われていない案件が多数識別された。</p> <p>随意契約金額の決定に際しては、下記のような対応を行い、その検討過程の詳細を見積調書に明確に記載することが必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の算定に際しては、随意契約先以外の同業他社からも参考見積書を入手して、随意契約先の参考見積額との比較衡量を行う</li> <li>・ 他社からの参考見積書を入手することが困難な場合には、随意契約先から入手した参考見積書について詳細な検討を行い、例えば、単価や数量・見積作業時間の合理性等について、同業他社のカタログ価格や過去の同様の業務実績と比較して、その適切性を検討する</li> </ul>	<p>予定価格の算定に際しては、随意契約先の参考見積額と随意契約先以外の同業他社の類似するカタログ価格の他、過去の同様の業務実績などと比較・検討を行い、その経過を見積調書等に明記します。</p> <p>また、比較対象となる参考価格等が入手できない場合は、その理由について明記してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>従前より、各所管課においては予定価格の算定にあたり、標準的な歩掛りやカタログ等で単価を精査するほか、過去の同様の契約実績なども比較・検討したうえで、参考見積書の見積額の妥当性を判断し、予定価格を決定しております。また、技術の特殊性や特殊な機器設備であるため、同業他社の類似するカタログなどによる実勢価格との比較検討や他業者からの参考見積の入手が難しい場合は採用理由等を随意契約依頼書に明記しておりますが、各所管課で予定価格の妥当性を検討した書類等の添付ルールについて、局内で統一されていませんでした。</p> <p>令和3年度から予定価格の合理性検討過程が明確となるよう、予算執行伺に添付する書類の統一ルールを設定・周知してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
112	水道局 (総務課)	<p><b>意見 No.23 Ⅲ 水道事業に関する事項 5 人件費の管理 特殊勤務手当の支給基準</b></p> <p>特殊勤務手当の支給基準を見直し、制度の趣旨に合致しないものがあれば適正化を図ることが望まれる。</p>	<p>特殊勤務手当の支給基準については、市長部局の基準を精査したうえで見直しについて検討を行い、令和元年度中に方針を決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>市長部局における支給基準や他都市の状況等を踏まえ、特殊勤務手当の支給基準の見直しについて、関係機関と協議を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
126	下水道部 (経営企画課)	<p><b>指摘 No.13 Ⅳ 下水道事業に関する事項 3 料金設定及び徴収 下水道料金支払拒否者に対する下水道料金の徴収</b></p> <p>下水道料金支払拒否者に対する下水道料金債権の滞納額が多額となり、一部の滞納債権が時効となっている事例があった。時効処理となる前のもっと早期の段階で、強制執行などにより滞納額を回収すべきであったと考える。</p>	<p>今後は下水道使用料のみの支払拒否者が発生しないようにするとともに、当該対象者に対しては令和元年度中に給水停止措置の実施について水道局と協議を進めます。</p> <p>また、給水停止措置後も納付がない場合は滞納処分を実施します。</p>	<p>水道局と協議した結果、水道料金は納付しているため、給水停止措置は困難との結論に至りました。</p> <p>当該対象者に対しては、下水道部で平成29年3月に制定した「公共下水道使用料の滞納整理事務取扱基準」に沿って、訪問、文書催告など必</p>

			【検討中】	要な滞納整理を進めていきます。 【検討中】
128	下水道部 (経営企画課)	<p><b>指摘 No.14</b>  <b>IV 下水道事業に関する事項</b>  <b>4 財産管理及び物品管理</b>  <b>規程及び事務フローの整備</b></p> <p>下水道部においては、固定資産の管理・事務は「新潟市公有財産規則」「下水道事業の財務の特例に関する規則」に沿って業務を行っているが、実際の業務においては、下水道事業の実務に合わせて資料の内容やフローを適宜変更しており、必ずしも上記規則に厳密に従って事務が行われているわけではない。下水道事業における実務を踏まえ、マニュアルを整備することが求められる。</p>	<p>令和元年度に下水道事業における固定資産の管理・事務を整理した上で、「新潟市公有財産規則」と「下水道事業の財務の特例に関する規則」に沿ったマニュアル整備を進めてまいります。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和2年度に固定資産管理・事務マニュアルを作成しました。</p> <p>【措置済み】</p>
128	下水道部 (経営企画課)	<p><b>意見 No.31</b>  <b>IV 下水道事業に関する事項</b>  <b>4 財産管理及び物品管理</b>  <b>遊休資産の活用</b></p> <p>下水道部において、遊休資産の活用に関する方針・計画等が明確化されておらず、廃止から相当期間経過している資産の処分も進んでいない。</p> <p>まずは、下水道部としての遊休資産の活用に関する方針等を明確化することが望まれる。その上で、必要に応じて、需要動向の把握や実際に遊休資産の処分を担当する部署を設置するなどの体制づくりが望まれる。</p>	<p>遊休資産の活用に関する方針・計画については、下水道事業以外での活用の有無や売却の可否についても検討が必要なことから、令和元年度は未利用施設の解体要望として財産活用課へ情報提供し、活用の有無等について確認を行います。</p> <p>【検討中】</p>	<p>遊休資産については、令和元年度に減損処理したことで売却の方針となりましたが、解体費の財源確保が課題となり、早期の売却は難しい状況です。今後は、財産活用課など関係部署と協力しながら進めていきます。</p> <p>【措置済み】</p>
130	下水道部 (下水道計画課)	<p><b>意見 No.33</b>  <b>IV 下水道事業に関する事項</b>  <b>4 財産管理及び物品管理</b>  <b>施設の管理</b></p> <p>各施設の維持管理情報等に関して、システム管理が可能であるが現状は紙ベースで管理を実施している。また、下水道部として決まった管理方法等は存在していない。</p>	<p>今後の施設の維持管理を効果的かつ効率的に実施するため、維持管理情報のフォーマット統一と過去の維持管理情報の登録について、令和元年度に検討を行ってまいります。</p>	<p>令和2年度より、ストックマネジメントを実施する上で必要とされる、点検情報及び修繕履歴の維持管理情報を下水道台帳(施設)管理システムに入力できるよう運用方法の見直しを行い、データの蓄</p>

		<p>今後のストックマネジメントを行っていく上で、各施設の管理情報を統一し、効果的かつ効率的に計画を策定していくことが望まれる。また、過去の維持管理情報をシステムに反映させる方法を検討することが望まれる。</p>	<p>【検討中】</p>	<p>積を行っております。 【措置済み】</p>
135	下水道部 (経営企画課)	<p><b>指摘 No.16</b> <b>IV 下水道事業に関する事項</b> <b>7 会計処理</b> <b>簿外資産</b></p> <p>平成17年の市町村合併により引き継いだ荻野町合併浄化槽、流通センター処理場、小新団地処理場の計3つの施設について、簿外資産となっている。資産の所属について調査・判断を行い、遅滞なく帳簿に反映することが必要である。</p>	<p>ご指摘のありました3施設については、遊休状態となっている施設として、平成30年度に減損の兆候を認識しました。令和元年度では減損損失の会計処理を実施いたしません。</p> <p>【検討中】</p>	<p>ご指摘のありました3施設については、令和元年度に帳簿に反映し、減損損失の会計処理を行いました。 【措置済み】</p>
135	下水道部 (経営企画課)	<p><b>指摘 No.17</b> <b>IV 下水道事業に関する事項</b> <b>7 会計処理</b> <b>減損の判定</b></p> <p>遊休状態となっている施設9件（早通南処理場、尾山ニュータウン処理場、葛塚東処理場、新崎団地処理場、柳原処理場、太夫浜処理場、美里処理場、新崎南処理場、横戸処理場）について、減損の判定が行われていない。</p> <p>公営企業の財政状態を適切に反映する為、遊休資産については、每期減損の判定を実施し、減損損失の計上が必要と認められる施設については、適切に減損損失を計上することが必要である。</p>	<p>ご指摘のありました9施設については、遊休状態となっている施設として、平成30年度に減損の兆候を認識しました。令和元年度では減損損失の会計処理を実施いたしません。</p> <p>【検討中】</p>	<p>ご指摘のありました9施設については令和元年度に減損損失の会計処理を行いました。 【措置済み】</p>

※「措置状況の内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの

【不措置】は、不措置とすることを決定したもの

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。